

○西村証人 二〇一一年、去年、去年ですね。(佐々木(憲) 委員「はい、去年です」と呼ぶ) あつ、これは東日本大震災の寄附金です。

○佐々木(憲) 委員 お客さんから預かった資金は、アイティーエム証券から A I M グローバルファンドのファンド受託銀行に全て、完全に渡っていたということでしょうか。

○西村証人 済みません、ちよつと最初の方を聞き逃しましたんで、もう一回お願いできますか。

○佐々木(憲) 委員 お客から預かった資金をアイティーエム証券から A I M グローバルファンドの受託銀行に渡しますよね。で、預かったものは全額渡していたか、その間に差はないか、聞いているんです。

○西村証人 新規に募集をしていたときは全額 H S B C に送金しておりました。相対になったところからは、H S B C ではなくて、お客様との相対もしくはお客様と A I A、まあ、浅川関連のところとの相対取引というふうになっておりました。

○佐々木(憲) 委員 時間が参りました。終わります。

○海江田委員長 これにて佐々木憲昭君の発言は終了いたしました。

次に、豊田潤多郎君。

○豊田委員 新党きづな豊田潤多郎でございます。

私の方からは、ちよつと今までの委員の、別の委員からの質疑とかなり重複しちゃうものですが、少し整理をして私の思いを申し上げたいと思います。

というのは、どう見ても、西村社長、西村証人がおっしゃっていることは、浅川証人というか、浅川氏がやっていたことを、内容を、私は、絶対知っていた、あるいは感じていた、詳しいところまではわからなくても、どうも、不正の勧誘をし、不正な形でお金を集めていたということをおなは知っていたんじゃないか、こう思われるんです。

というのは、二年ほど前から、ちよつと二年さかのぼって時系列的に整理しますと、二〇一〇年の四月に信託報酬が二分の一に切り下げられました。たですよね、A I J との関係等で。これは、さかのぼると二〇〇七年ごろから、アイティーエムと A I J の間で報酬や手数料の額をめぐってちよつともめていたという話も耳に入ってくるんですが、いずれにしても、二〇一〇年四月に二分の一になったと。

その後、二〇一〇年の四月、同じ時期に四万八千二百株という自社株買いをされていますね。そして、二十三年、それも同じ、平成二十三年です。から、二〇一〇年度ということになります。その三月、平成二十三年、二〇一一年の三月に一万七千五百三十三株というのも自社株買いをされている。要するに、同じ年度内にやっておられるわけです。

これは、ざつと言いますと、その前に約八万八千株、浅川さんのグループの、A I J のグループでアイティーエムの株を持っていた。それが、五万九千株、今言った、一年間で五万九千株を売って、そして二万九千株になった。これはちゃんと、備えつけの、出しておられる、アイティーエム証

券の業務及び財産の状況に関する説明書、ここでもちゃんと報告されていますね。

で、それがその時期に起こった後、二〇一一年の四月十九日の取締役会で、A I J が運用する A I M グローバルファンド、ケイマンにあるファンド、そこからアイティーエムが得る信託報酬を受け取る契約、これをもう続けないということを決められた。そして、A I J からの業務委託の契約も打ち切るといふこともされた。

これ、二年の間にこういうことがずつと続いているというところは、誰がどう考えても、浅川氏のやっている A I J というのが、何か相当おかしくなっているんじゃないか、非常に何か資金繰りがおかしいんじゃないかと、そういうふうなことを感じられたんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○西村証人 たくさんのことを言われたので、それを説明したらいいのかわかりませんが。

自社株買いについては、先ほどから言っていますように、私の意向で進めていったもので、たまたまこの時期になったのは、剰余金が膨らんだという事です。

で、それ以外の点については、先ほど申しましたように、当社として A I J の会社の状況をしんじやくして、それを考慮して決定をしたということとはなく、浅川社長からこういうふうにしたというものがそれなりの合理性のある説明だったという事で受け入れたということでありませう。

○豊田委員 この二年の間にも、ずつとさかのぼりますと、二〇〇三年、平成十五年の三月期に、

浅川証人側のファンドが当初おたくの、アイティエムの未公開株を持っていた。そのことについて、西村証人は参考人としてもおっしゃっていませんが、自社、おたくの、当社の株価を評価がえというか、少し高く見積もれば、ネット・アセット・バリュエーを募集額と同じぐらいに上げることは可能であった、そういうお手伝いをしたことは初年度ではあった、こういうことを参考人のときにおっしゃっていますね。

そこまでの関係がある、そのことをもう正しいと私は思いますから、正しいというのは真実だと思いますが、そういうことまでされて、そして、この二年間で今申し上げた一連のことをされて、しかも、その後、おたく、アイティエムとAIJと一緒に顧客の勧誘、うその情報に基づく勧誘を行っていたという。

これはどう考えても、もう一度お聞きしますけれども、何かそこまでの、AIJの浅川社長との間に暗黙、あるいは、わかっていたけれども言えなかったのかもしれないけれども、そういうことがあったんじゃないですか。

○西村証人 十年にもわたる長い間では、いろいろなお互いの変遷がありまして、その一つが、平成十八年六月ですか、二二%の大きなマイナスをAIJのファンドでこうむったといえますか、二二%のマイナスがなったときに、やはり、これは監査報告書と違って月次でするので、すぐその月にどうするかという相談を受けたわけですが、このときはもうはつきりと、不正はよくないと。これを浅川社長も受け入れてくれたと。で、運用

の仕方、穏健にやって、しっかりと運用するんだ、うそをつかないんだということやってきていたわけですから、それはある程度信頼していいんじゃないかと。同時に、HSBCの、繰り返し言っておられますけれども、HSBCから来る値段もちゃんとしたものでしたし、それをもって安心してやっていったということでもあります。

○豊田委員 これはもう、知らないと言われればそれまでになっちゃうのかもしれないが、

さらに、いろいろ今、ほかの委員からも尋問がありましたが、英国、イギリスの会計事務所がつくった例の監査報告書、それも最初は見ていたけれども、後は開封せずに浅川社長の方に渡した。それから、二〇〇九年の業界の専門誌「年金情報」で、どうもこのAIJというのはおかしんじゃないかという、そういうことはもうプロですからよく御存じだと。それも何か、一度それを、大丈夫ですかと聞いた、大丈夫だよと言われたから、はあ、わかりましたということでしたという参考人としての発言がありましたけれども、これもちよつとにわかには信じがたい。

あなたが本当にそれだけの責任を持ってやろうという、営業のそういう、きちつとやろうとしているんなら、もう少し、これはおかしいんじゃないか、あるいは利回りがこんなというのはおかしいんじゃないかということをもうちよつと追及すべきではなかったんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○西村証人 これについては、「年金情報」の記事だけではなくて、いろんな話がAIJにはあつ

たわけですので、これは私だけではなくて、営業マンからもたくさん事例が上がって、その都度、浅川社長に、あるいはその、ほかのAIJの人たちに聞いて、ある程度の回答を得ていたと。

近くにいますと浅川社長の表情を見ると状況が長く続いておったわけですが、彼の表情、態度、そういったものからは、苦悩しているようなものがなくて、自信がたたくさんあって、それを見て安心して居る部分もなかったとは言えないです。

○豊田委員 持ち時間が終わりましたので尋問はいたしません、これまでのざつと客観的な事実を見ますと、幾らそれは知らなかったとか、わからなかったという話は通らないというのが一つと、仮に、仮にわかっていると言えなかったということかもしれない。それは、それはそれとして私は罪になるんじゃないかと。やはりきちつと、年金の大事な資産を預かって運用する証券会社の社長であれば、おかしいものはおかしいと言って、きちつと浅川氏に対しておかしいという意見を言い、それを正していくというのが私は筋であったんじゃないかと思えます。

そういう意味で、やはり西村社長の責任も大きいものがあると思いますので、このことを申し上げまして、私の尋問を終わります。

○海江田委員長 これにて豊田潤多郎君の発言は終了いたしました。

以上をもちまして西村証人に対する尋問は終了いたしました。